

議案第 4 3 号

北名古屋市議会委員会条例の一部改正について

北名古屋市議会委員会条例（平成 1 8 年北名古屋市条例第 1 5 3 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 2 7 年 3 月 1 9 日提出

提 出 者	北名古屋市議会議員	牧 野 孝 治
	同 上	間 宮 文 枝
	同 上	太 田 考 則
	同 上	松 田 功
賛 成 者	北名古屋市議会議員	永 津 正 和
	同 上	山 下 隆 義
	同 上	齊 藤 裕 美
	同 上	黒 川 サキ子
	同 上	上 野 雅 美
	同 上	梅 村 真 史

提案理由

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、教育委員会の代表者である委員長と事務の統括者である教育長が一本化されることによる改正及び地方自治法の改正による字句整備をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市議会委員会条例の一部を改正する条例について

北名古屋市議会委員会条例（平成18年北名古屋市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、この条例による改正後の北名古屋市議会委員会条例第20条の規定（「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める部分に限る。）は適用せず、この条例による改正前の北名古屋市議会委員会条例第20条の規定（教育委員会の委員長の部分に限る。）は、なおその効力を有する。